⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 October 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 17 February 2016 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 17 February 2016 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 17 February 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Hiroki Yano the First subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月25日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　石橋　良啓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成27―29年度高知県警察機動隊建築工事

⑶　工事場所　高知県南国市大そね甲1543―1

⑷　工事内容　本工事は、次に掲げる建築工事を施工する。

1）庁舎
建物用途：庁舎
建物構造：鉄筋コンクリート造
建物規模：地上3階建
延べ面積　2,148.91㎡
工事内容：新築一棟

2）潜水訓練棟
建物用途：訓練施設
建物構造：鉄筋コンクリート造
建物規模：地上3階建
延べ面積　314.79㎡
工事内容：新築一棟

3）レンジャー塔
建物用途：訓練施設
建物構造：鉄筋コンクリート造
建物規模：地上3階建
延べ面積　74.61㎡
工事内容：新築一棟

4）門
工事内容：新設一式

5）囲障
工事内容：新設一式

6）屋外排水設備
工事内容：新設一式

7）舗装
工事内容：新設一式

8）雑工作物
工事内容：新設一式

9）植栽
工事内容：新植一式

10）既存庁舎
工事内容：とりこわし一式

⑸　工期　平成29年8月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　生コン約3,000㎥

⑺　工事の実施形態

1）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

2）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

3）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

4）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

5）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格の内、「建築工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が平成12年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事とは完成・引き渡しが完了した、次のア）からウ）の要件を満たす新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。

なお、ア）からウ）は同一工事かつ1棟の建物であること。

ア）建物用途　建物用途が①、②、③、④又は⑤であること。

①　庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積が当該施設の延べ面積の過半を超える施設を指すものとする。

②　宿泊施設（ホテル、旅館、保養所等の一時的な宿泊に供される施設。）又は類似施設。なお、類似施設とは、宿泊室の合計面積が当該施設の延べ面積の過半を超える施設を指すものとする。

③　建物用途が庁舎・事務所及び宿泊施設のみの建築物。

④　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、研究室（実験室を除く。）及び宿泊室の合計面積が、延べ面積2,000㎡以上の複合用途建築物。

⑤　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、研究室（実験室を除く。）及び宿泊室の合計面積が、当該施設の延べ面積の過半を超える複合用途建築物。

イ）建物構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。

ウ）建物規模　地上3階建以上で延べ面積2,000㎡以上。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

1）1級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）平成12年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、平成12年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

3）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。